

當農意欲は低く土地基盤整備に消極的、野菜なども「十年に一回当たればいい」とし、出荷の共同もしないとのことです（市農政課での話し）。農振白地ないし市街化調整区域の農地の転用・転売への期待は潜在的にかなり強く、課税対策としての農業的土地利用により、土地「保全」がなされている。

地域住民組織としては自治会が結成されており、地元住民のムラは農家の集まりないし旧住民であるとの意識の中に確認され、各種の講やわざかに残存する氏神中心の宮座の中に、シンボル的に生きている。農地を含む集落の土地ないし領域は、混住化地区ではこれら農家群＝旧住民の視野に、一応は認められ一定の「保全」が行われているといえそうです。

農業用水は木津川の伏流水のくみ上げに切り替えられていますが、都市排水の処理が不十分になりつつあり、田園に生活排水が流入する危険が高まっています。『ムラによる土地の保全』は、このような地域では非常困難なのですが、今後は地元第二世代に期待せざるを得ず、これから動向を見守っていくことが大切と感じました。

高木報告に対する討論

報告の主旨は、混住化のなかで旧住民と新住民とが、どのように「ムラの原理」と「都市の原理」を対抗させながら、土地、村落、地域社会を編成しているのか、にあつた。その場合、「ムラの原理」からなる農村、農民の歴史的展開のなかに、「都市の原理」が準備されてきたのではないか。商品農業、通勤兼業の戦前からの展開、土地の売買、さらには小作争議の経験、農民の信仰宗派などにその現在の農民は高齢者が多く、一部極少数の専業的農民を除いて、

村落と土地 —— 京都府城陽市の場合 —

高木正朗

近畿村落とはどのようなものか、という点に興味をもち、調査の機会をも与えられたということで、右の地域の土地とムラのあり方について印象をのべました。結論的には、その歴史的位置も手伝って、かなり複合的かつ輻輳していく、多面・多角的にそれをとらえていく必要を痛感しています。

古代には二つの都城をむすぶ先進地、中世は国人一揆の中心地、近代は小作運動の盛んな地域として、歴史も古く、『自治』的伝統文化が共有されてきた。しかし、一九六五年以降の都市（宅地・市街地）化が余りに急進して、地元民は生活を中心として、それに対応していくのにいとまがなかった、との印象が非常に強くもたれます。現在の農民は高齢者が多く、一部極少数の専業的農民を除いて、

A会員は、京阪神の衛星都市において“都市の中にムラがある”といえる実態を示しながら、旧住民が、数のうえでは少数になりながら、町内会あるいは小学校区、あるいは市レベルの自治連合会のヘゲモニーを執るように確保しようとするのは、彼らの地元に対する「領域意識」が強く残存しているからではないか、という見解がだされた。B会員からは、たしかに「領地意識」にもとづく「ムラの原理」は根強く存在しているが、問題はさらに、「都市の原理」といったものとの関係がどのように形成されているかではないか。それらは、単に旧住民と新住民との対抗というかたちで外的に対立しているのか、それとも重層的に存在しているのか、あるいはなにかに媒介されながら移行的な展開をしているのか、という問題提起がなされた。

報告者は、ムラを基礎としながらその上にファンクショナルな諸関係が重層して農村を形成してきたといえる。そのファンクショナルな諸関係を「マチの原理」といつてもいいかも知れない。それが、「都市の原理」との新たな直面のなかで、矛盾や新たな状況をもたらしているということなのではないか、との補足を行った。

B会員は、それをつけて、ムラと都市の原理を媒介すると思われる「マチの原理」あるいは「地域社会の原理」といったものを現実の混住社会のなかにどう掘り起こすかが重要な論点になる。その場合、報告者がコミュニティ政策や活動をとりあげたというものもそういう視点からのものと思われる。A会員は、京都の「町家」の原理と農村の「ムラの原理」を対比する場合、共同体と個の関係の仕方には同型性があるようと思える。また、奥田モデルにおける「地域共同体」と「コミュニティ」は、実態をうまく捕らえ出してくれる

が、その概念的把握はまだ完了している訳ではない。今日の報告は、そのあたりのテーマと関連していると思う。

C会員は、東日本の農村と近畿の農村の違いということが、やはりあるのだなということを改めて考えさせられた。報告者が東日本の農村を知っているということが、今日の報告に秘められているインパクトであったのではないか。それとも関連して、村研のテーマの「土地と村落」という場合、「村落」という言葉では捕らえきれない現代的な地域社会のありようにもっと切り込まねばならないのではないか、と意見を出した。

その他、「都市化」ということをどのように捕らえるのか、城陽市の実態に即して具体的に討論が行われたが、紙幅の都合で省略させていただく。